

申4号

「船橋統括センター」発足に関する解明申し入れ

2024年7月26日申し入れ／2024年8月28日 団体交渉開催 その2

4. 船橋統括センターにおける各駅および乗務員などの業務区分(ユニット等)に対する出面数を具体的に明らかにすること。

- 業務が正常に運営される体制を確保する

>> 出面数は現段階では示されず!! <<

>> 別途、労使議論の場を設けることを確認! <<

5. 船橋統括センターの発足時期を2024年12月とした根拠を具体的に明らかにすること。

- 12月発足の目的は建物等の準備が進み、この時期のタイミングが良いと判断したため現段階では運用改訂とし、他支社(八王子、大宮、首都圏本部)にも関係するものである。

7. 船橋統括センター発足に伴う社員説明会および教育等の計画を具体的に明らかにすること。

〔今後のスケジュール〕

- 早い時期に内覧会を開催する予定
- 作業内容を含め、教育内容等の精査・充実を図っていく
- 発足に伴う面談は春先に実施済のため行わない 考えであり、普段のコミュニケーションを図っていく

組合

2024年3月期ダイヤ改正時、東所沢電車区から京葉派出所に異動した43名は本人希望に沿わなかった人もおり、様々な思いをもって異動している。今回の船橋統括センターへの異動では本人希望が尊重されるものでなければならない!

>> 丁寧に面談をし、社員の希望の実現
働きがいのもてる施策にするべきだ! <<

会社

意見は賜った

>> 解明交渉は全項の議論が終了! <<
職場での討議からさらなる労使議論をつくり出そう!

培った専門知識・技能・経験を活かせ、
社員の希望を実現し、働きがいのもてる
船橋統括センターの発足を実現しよう!